

各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！ 第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています

第十回「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求を平成27年4月から受付しています。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

【対象者】

戦没者などの死亡当時の遺族(生まれていた方)で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、先順位の遺族一人に支給されます。

【支給内容】額面25万円 5年償還の記名国債

【請求期限】4月2日(月)

【請求・問合せ先】福祉子ども課

！ 償却資産の申告はお早めに

会社や個人で工場や店などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業を営むために所有する資産を「償却資産」といい、申告が必要です。

申告対象者には12月上旬に償却資産申告書を郵送しましたが、まだ届いていない方はご連絡ください。

※申告は電子申告(<http://www.eltax.jp/>)や郵送でも受け付けています。

※申告書を郵送で提出される方で、控用の返信を希望される場合は、必ず返信用封筒(切手貼付・宛名記入)を同封してください。

【提出期限】1月31日(水)

【提出・問合せ先】税務課

！ 高齢者インフルエンザ予防接種の期間延長

インフルエンザワクチンの供給の遅れが見込まれるため、予防接種の実施期間を1月末まで延長します。また、60歳以上の方で助成の申請をされる方は2月15日(木)までにご提出ください。詳しくは広報かさまつ10月号をご覧ください。

【問合せ先】健康介護課

！ テレビの視聴に関する重要なお知らせ

1月25日(予定)から、笠松町の一部地域で、携帯電話事業者による新しい電波(700MHz帯)の利用が開始されます。

新しい電波の利用に伴い、テレビ映像が乱れるなど影響が出るおそれがある家庭には、事前に工事作業者が訪問し対策作業を行います。また、新しい電波が原因でテレビ映像に影響が出た場合は回復作業を行います。

○ケーブルテレビ、光ファイバーでテレビを視聴の場合は、新しい電波の利用による影響はありません。

○対策作業や回復作業に係る費用を請求することはありません。

※各家庭に訪問する工事作業者は「テレビ受信障害対策員証」を必ず携帯しています。

【問合せ先】(一社)700MHz利用推進協会
テレビ受信障害対策コールセンター
☎0120-700-012

飲酒運転の根絶

わずかなお酒でも、運動能力・判断能力を鈍らせるおそれがあります。ちょっとだけの軽い気持ちも、重大な事故につながります。

飲酒運転をなくすための3つの約束
約束1…お酒を飲んだら運転しない
約束2…運転する人にはお酒を飲ませない
約束3…お酒を飲んだ人には運転させない

「今年も無事故、無違反でスタート」

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

「安心」をお届けするプロフェッショナル



株式会社 アシスト岐阜

〒500-8267 岐阜市茜部寺屋敷1丁目31番地
TEL058-274-2811 FAX058-274-2812

損害保険・生命保険

代表取締役 道家 嗣典